

## 奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成26年9月26日（金）13：30～16：30

### 2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（地裁委員）大澤英一，大森龍一郎，小山新造，中野聖子，田中啓義，中川博之（兼務），牧賢二

（家裁委員）飯田順三，河合衛，木下理恵，鈴木洋子，田中伸治，田村健吉，増尾朗，北岡秀晃，中川博之（兼務）

（事務局等）地裁 高田民事首席書記官，新出刑事首席書記官，西峯刑事訟廷管理官，鎌田主任書記官，吉村主任書記官，秋田事務局長，森岡事務局次長，濱松総務課長，塩見総務課課長補佐，酒井文書係長，

家裁 大橋首席家裁調査官，宮下家裁首席書記官，倉崎主任家裁調査官，中辻事務局長，前田事務局次長

### 4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

#### (1) 所長挨拶

#### (2) 意見交換

##### ア 家庭裁判所委員会関係

テーマ「子どものいる夫婦の離婚調停について～面会交流を中心に～」

- ・ 裁判所から，子どものいる夫婦の離婚調停について，面会交流を中心に説明し，意見交換を行った。
- 全国的に見ても，奈良家裁を見ても，離婚の件数が減ってきているのに，面会交流が増えているのは，どのような理由が考えられるのか。
- 一番大きな原因は，父親の意識の変化があると思う。例えば，共稼ぎ夫婦で，子どもとの関わりが深くなってきており，父親の権利意識が高まり，親権や子どもとの面会を強く求めるようになってきている。また，少子化も影響している。祖父母の存在があり，父が親権や面会交流をあきらめようとしていても，祖父母が孫を手離したくないとして，当事者の背後で強い主張をしている場合がある。そういった様々な事情があって，離婚調停自体は減少傾向にあるが，面会交流は増加傾向にある。
- 印象では，離婚は増えているように感じているが，離婚調停自体が減っているのはなぜか。
- 離婚の件数自体は増えてきている。昭和25年から平成20年までを比較しても3倍以上になっている。他方，離婚を考える層の人口が減りつつあるという状況にある。また，ADR等，家庭裁判所以外で話し合う場もある。大幅に減少しているわけではないが，頭打ちしているような状況である。

- 子の意思や利益を優先するということだが、一度調停で決まった内容であっても、子の成長とともに子の意思が変わってくることもあると思う。調停の拘束力について、新たに調停を申し立てて、取り決めることはできるのか。
- 一度調停で決まった内容であっても、子の成長とともに、変更の申立てを行うことも可能である。もっとも、事案としては少ない。
- 子の年齢が上がると、子の希望等を踏まえて、その年齢の子にとって一番良いルールを定めることがある。
- 調停の期間について、短い場合や長い場合があると思うが、およそどのくらいか。先ほどのプレゼンテーションでは、架空の事例が紹介されたが、その中で、父が面会交流の調停の申立てをしたのはなぜか。父は、このままでは不利と思ったのか。
- 架空の事例の中では、離婚の話し合いが中心となっており、このままでは子に会わせてもらえないのではないかと、いうところはある。調停において面会が話の中心になっていない。母から申し立てられた離婚調停については、合意ができなければ、調停は不成立のまま終わってしまう。これでは、面会ができないまま終わってしまうことになる。そこで、面会交流の調停の申立てを行っておけば、調停が不成立になっても、面会交流の調停は審判に移行することになる。
- 面会交流の調停は、調停が不成立になると、審判手続に移行して、裁判所が面会交流について判断をすることになる。もっとも、離婚調停の中で面会交流の話し合いをすることが一般的である。
- 一般的には、調停は、平均して3回から4回程度、期間的には4か月から半年くらいと感じている。ケースバイケースではあるが、面会交流調停については、双方の歩み寄りが難しいから、5、6回から7、8回実施することもあり得る。期間として、1年以上の事例もあり得る。
- この辺りをもう少し気をつけた方が良いというのはあるか。
- 調査官は、調査をするとはいうものの、数時間しか子どものことを見ていない。にも関わらず、子どもは安定した状況である、という判断ができるものなのか。
- 確かに、子と会っている時間は、1時間、2時間という例が多いが、調査官は、子と会う以外にも、保育所、小学校、児童相談所、家庭訪問、場合によっては祖父母等といった周辺の状況も調査して、様々な情報を得ている。そのほかにも、心理テストを行うこともある。子と会うときも、子の年齢が高いときは子の意見を聴くし、子が小さいときは、子の仕草や親との関わりの様子等を見て判断している。
- 実際に弁護士として事件に関与している立場からすると、調査官に関与してもらっているのは有効でありがたい。調査官も忙しいと思うが、どの程度調査官が関わるケースがあるのか。
- 件数自体は分からないが、心掛けていることとしては、できるだけ関与

していくべき事件について取りこぼしがないようにしており、まずは、申立てがあれば、記録を見て、調査官の関与が必要かどうかを検討している。調停を行う前に調査を行う場合もあれば、調停委員が当事者から話を聞いて、子について不安な様子が分かれば調査官が関与するように意見を付している。また、調停の様子が分かるように、調停委員が子の状況についてチェックするシートを使用しており、それによって、調停の途中からでも関与するようにしている。

- 養育費の額を設定するに当たって基準となるものはあるのか。養育費を決めるときは、その時点で必要な額が基準になると思うが、子が成長していく中で必要となる経費も変わると思う。
- 基準としては、養育費の算定表があって、平成15年の判例タイムズに掲載されている。金額は、現状において、双方の収入と養育に必要な経費等を基礎としている。将来的に、子が成長して、必要な費用が変わったり、親の収入が変わってくると、養育費の増額、減額の調停を申し立てることができる。事情が大きく変われば改めて決め直すシステムになっている。
- 調停では、とりあえず、20歳までの養育費の額を決める事例が多い。
- 調停で決まったことが片方の都合で履行されない場合、調停の強制力はどうなるのか。
- 調停で合意ができると、判決と同じ効力があるので、強制執行を行うことが可能となる。
- 今日の事例で、相手方の父親が会社員であれば、給与債権を差し押さえることができる。確定した判決と同じ効力があるから、再度裁判をする必要はない。
- 養育費を払っている者が、お金がきちんと子の養育のために使われているかどうかについて、確認することを求める権利はあるのか。
- そこまでチェックするような枠組みはない。もっとも、強制執行の前に、履行勧告の申立てをすることができるが、そのときに支払うことをやめた理由として、相手方は、受け取った養育費を、子のためではなく、自分の遊興費等に使っている、と主張する人もいる。
- 調停が終了してから、親権者が決まって、裁判所の関与は終わるが、その後追跡することはできるのか。ほかの男性と一緒にあって、虐待することもあると思う。そうすると、家裁としては、実はこの人は親としての適性はなかったとして、別の方向を考えることはできるのか。
- 状況が変われば、親権者変更の申立てができる。
- 決めたことができない場合に、履行勧告という申立てがあるが、そのときに検証的なことを経験することがある。
- 申立てがあれば、結果的に検証できることはあるが、裁判所が自主的に追跡することはない。
- 親が子を虐待しているかどうかは、当事者に近い人が一番分かる。そうであれば、面会交流の制度をより活発化させて、親権者ではない片方の親

が子と面会できるシステムを強化していくことが、虐待等を防ぐ一番の手段になると思う。

#### イ 地方裁判所委員会関係

テーマ「裁判員裁判の実施状況について」

- ・裁判所から「裁判員制度5年の歩み」と題して裁判員裁判の実施状況について説明し、模擬証人尋問の実演を行った後、意見交換を行った。
- 裁判員裁判の対象を重大事件に限ったのはなぜか。
- 刑事事件を全件裁判員裁判対象にすると、国民に相当多くの負担をかけることになる。そこで、国民に関心の高い重大事件を裁判員裁判の対象事件にするという絞りをかけたという経緯があったと思う。
- 裁判員制度を導入したことによって、刑が重くなる、あるいは軽くなる傾向は現れているか。
- 殺人や性犯罪等は、幾分量刑が重くなる傾向にあるが、さほど変わらない罪種もあり、一概には言えない。
- 殺人罪の既遂事件や傷害致死罪等被害者が亡くなっている事件は、重くなる傾向にあるように思う。他方、介護疲れによる犯罪等、被告人に同情すべき点がある事件については、軽くなる傾向にあるように思う。重くなる傾向と軽くなる傾向の双方が現れているという印象を持っている。
- そもそも裁判員制度を導入した目的は何か。例えば、アメリカでは人種問題があるので、陪審制を行う意味があるが、そのような問題がない日本で、しかも限られた事件にのみ裁判員制度を導入する意味は何なのか。
- 裁判員制度の導入については、司法制度改革審議会の場で、刑事手続、民事手続両分野における国民の司法参加について議論した結果、最終的に刑事手続に裁判員制度が導入されたという経緯がある。日本の裁判が根本的におかしいから導入されたわけではなく、国民の司法参加について議論される中で、ヨーロッパ型の参審制をベースに、アメリカ型の陪審制の要素も取り入れた裁判員制度というシステムが構築されていったと理解している。
- 対象事件については、先ほども述べたとおり、国民の負担を考慮し、国民に関心の高い重大事件に限ったという経緯がある。
- 裁判員裁判になることで、他の裁判との間で量刑に不公平が出ないのか。
- 裁判員裁判対象事件は、全て裁判員が参加して審理するので、同種の事件間での公平は保たれていると思う。罪種の異なる事件については難しいところだが、従前の量刑傾向が資料とされるので、裁判員裁判になったから傾向が大きく変わるとか、公平が保たれないということはないと考えている。
- 弁護士として、今まで裁判員裁判を2件経験しているが、一つは温情的な判決で、一つは平均よりも厳しい判決だった。選任された裁判員の考え方や感覚によって、かなり量刑が異なるという印象を裁判所は持っているか。
- 裁判員の印象や直感がそのまま刑に反映されることは想定されていないし、あってはならないことだと思う。基本的には、被告人が何をしたのかという

事実をベースに考え、法的な視点について裁判官から十分説明した上で、裁判員の意見を反映している。

- 同じ無作為抽出であっても、アメリカの陪審制では、選任手続が非常に充実している。民主的な裁判員制度を実現するためには、選任手続を充実させる必要があるのではないかという問題意識を持っている。
- アメリカでは、陪審員になる人の調査会社があると聞いたことがあるが、むしろそのようなことがあっていいのかと思う。無作為抽出という形で、様々な意見を持った方に参加いただくことが重要ではないかと考えている。
- 確かに、個々の裁判体をみると、女性が多いとか年配の方が多いといったばらつきがあるので、裁判開始直後は、意見がばらつく可能性はあると思う。ただ、評議自体は、先ほど述べた形で進めていくので、最終的にはならされていくのではないかと考えている。
- 裁判員制度施行から5年経ち、問題が顕在化してきたと思っている。裁判員に対するアンケートの結果、多くの方がよい経験をしたと回答しているが、否認事件で死刑の適用を判断しなければならない裁判に携わった方に話を聞くと、かなり違う結果になるのではないか。アメリカの陪審制では、陪審員は有罪無罪の判断をするだけで、量刑は専門家が決める。日本はヨーロッパ型の参審制を取り入れ、量刑についても裁判員が判断することとしたが、そこまでの負担を無作為抽出した裁判員に強いることには問題があると思う。
- 死刑を適用するか否かを判断するという点については、確かに裁判員に重い負担を負っていただいていると考えている。ヨーロッパでは基本的に死刑が廃止されているので、その負担はない。ただ、アメリカの死刑を廃止していない州では、有罪無罪を判断するのみではなく、死刑を適用してよいかどうかの判断を陪審員にさせているので、その負担を負っていると考えられる。
- 平成26年7月24日の最高裁判決では、一審、二審が行った求刑の1.5倍の量刑判断が破棄された。それでは、何のために裁判員制度が導入されたのか疑問に思うし、今後、裁判員が量刑を判断する上での制限にならないかと危惧している。また、日本の法曹関係者は真摯に取り組んでおられるので、個人的には、裁判員制度を導入する必要はないと考えている。
- 御指摘の最高裁判決は、公平性の観点について説明が足りていないという内容であり、その点が、客観的、合理的に説明できれば、量刑は維持されるものだと思う。結局は、事案によるのではないかという感想を持っている。
- 一般論でいうと、裁判員の意見を量刑に反映させるという点は重要だが、一方で、他の同種事件の裁判との公平性の観点も必要であり、両者のバランスをどう取るかが問題である。裁判員制度を導入することにより量刑が動くことは予想されていたことであるが、あまり急に動きすぎると公平性の観点からブレーキがかかるのではないか。時間をかけて少しずつ動いていくことは、許容されるのではないかと考えている。どこでバランスを取るかの問題であると理解している。
- そのような量刑の動きを見て、立法政策に反映させようという意図がある

のか。

- 法改正によって法定刑が重くなっている罪もあるが、それは主に被害者保護の観点からであり、裁判員制度と直接は連動していないと思う。
- アンケートの結果によると、選任される前は、ほとんどの方がやりたくないという回答だったのに、やった後は、多くの方がやってよかったと回答しており、その差に驚いている。裁判員になれば、裁判の過程で残虐な写真を見ることもあるし、負担はかなり大きいと思う。何かバイアスがかかった結果であるような感想を持った。また、どういう理由でやってよかったと回答されているのかお聞きしたい。
- 裁判員経験者に対するアンケートは、実際に呼び出しに応じて裁判員を務められた方に対するアンケートなので、ある程度積極的な気持ちを持っておられた方が対象になっているのではないかと考えられる。他方、一般の方に対するアンケートは、まだ呼び出しを受けていない段階の方に対するアンケートなので、消極的な回答になるのは否めないのではないと思う。アンケートの対象が異なるので、御指摘の結果になったと思われる。やってよかった理由については、「よく議論ができた。いろいろな意見を聞くことができた。」「今後の人生の参考になった。」等の回答をいただいている。
- 仕事を持っている方に聞けば、消極的な判断をされるのが普通の考えだと思うので、一般の方を対象としたアンケートに消極的な回答が多いのは、普通のことだと思う。裁判員経験者には、判決後すぐの、いわば達成感がある状態でアンケートに答えていただいているので、やってよかったという意見をいただいているのだと思う。もし、その方々にもう一度やってくださいと言えば、できればやりたくないという回答が返ってくるだろうが、それでも呼び出しには応じてくださると思う。できればやりたくないと答えた方々は、本当に信頼できる方々で、選ばれた以上は、最後まできっちり裁判員を勤めてくださっている。長期の裁判に携わった裁判員のチームワークには、敬服しているところである。
- 一般の方に対するアンケートは、日本人が正常な精神の持ち主であることを表している。むしろ、積極的に人を裁きたいと考える人が多い社会の方が問題である。そのような人が少ないということは、きわめて正常な状態であり、そのような人の方が正常な判断ができる。積極的に裁判員になりたいという人の数字を上げようとする必要はないと思う。
- 経験者のアンケートについては、日本人なら、辛い経験でもやった後はいい経験だったと答えるのが普通だと思われるし、二つのアンケートは土俵が違うアンケートなので、比べて議論することはできないと思う。また、よい経験をしたと思うことが、はたしてよいことなのか。裁かれる立場に立てば、裁判員により経験をさせたことで、よしとすべきなのかという感想を持った。
- 経験者の多くは、裁判に関わったことに達成感を持たれているだけではなく、一つのことを真剣に考え、議論をするということに意義を見いだされているように思う。普段そのような機会がない中で、自分とは違う考え方、も

のの見方に触れたり、裁判手続の流れを知ることができたことについて、よい経験をしたという意見を持たれていると感じている。

- 職員から、裁判員名簿に登載されたときに、それを周囲に言えない辛さがあると聞いた。理由なく休むことはできないので、どうすればよいのかという悩みを持ったようだが、それは仕方がないことなのか。
- 裁判員候補者になったことを公にすることはできないが、仕事を休むにあたり、必要な範囲で上司や同僚に話すことは差し支えない。
- 裁判員候補者を選ぶにあたり、認知症等の病気を持つ人が選ばれる可能性があると思うが、何か対策はあるのか。
- 病気なので行くことができないと申し出た方については辞退が認められるだろうが、認知症を自覚していない方については、難しい問題である。選任手続の際に直接職員や裁判官とやりとりする中で、能力について見極めていくことになると思われる。最終的には、個別に話を伺い、検察官や弁護人もいる前で判断することになるが、限界はあると思われる。仮に選任した後で判明した場合には、解任することになるだろう。

(3) 今後の予定について

ア 日時

平成27年3月11日(水)午後1時30分

(奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催)

イ テーマ

「若手裁判官の育成について」(地家裁委員会合同テーマ)

(以上)